

# 山梨県公報

第千八百七十四号

平成二十年

七月三十一日

木曜日

## 目次

### 告示

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 平成二十年度山梨県県民意識調査の実施             | 四四一 |
| 保安林の指定の予定(二件)                  | 四四一 |
| 保安林の指定施業要件の変更予定                | 四四一 |
| 土地改良区の定款の一部変更の認可               | 四四二 |
| 土地改良事業計画の適当決定                  | 四四二 |
| 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  | 四四三 |
| 大規模小売店舗の新設の届出に関する変更の届出         | 四四三 |
| 公安委員会                          | 四四三 |
| 山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 | 四四三 |

## 告示

### 山梨県告示第三百四十二号

平成二十年度山梨県県民意識調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成二十年七月三十一日

山梨県知事 横内正明

#### 一 調査の目的

時代とともに変化する県民の意識及び日常生活の行動範囲を的確に把握し、総合計画である「チャレンジ山梨行動計画」を推進する上での参考資料を得ることを目的とする。

#### 二 調査事項

- 1 県民の日常生活に対する満足度
- 2 県政における主要な課題等に対する県民の意識
- 3 県民の日常生活の行動範囲

### 三 調査範囲

- 1 調査地域  
山梨県全域
- 2 調査対象  
県内市町村の住民基本台帳から無作為に抽出した二十人の二十歳以上の者

### 四 調査の期間

平成二十年八月十一日から同月三十一日まで

### 五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、調査員が行う。

### 山梨県告示第三百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年七月三十一日

山梨県知事 横内正明

#### 一 保安林の所在場所

北杜市須玉町小尾字霧山九七三の三

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年七月三十一日

一 保安林の所在場所

南巨摩郡早川町小縄字奴多一七二、一七三、一九二、一九三  
指定の目的

二 土砂の流出の防備  
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字奴多一七二・一七三・一九三(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。  
一九二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年七月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十年七月二十二日小曲土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十年七月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条の二第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、新田地区共同施行施行委員長細田久から申請のあった土地改良事業(新田地区)の施行について当該土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十年七月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間  
平成二十年八月一日から同年八月二十八日まで

三 縦覧場所  
上野原市役所

四 異議申出期間  
平成二十年八月二十九日から同年九月十二日まで

# 公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により蕪崎市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年八月三十一日まで縦覧に供する。

平成二十年七月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 1 名称 くらがねやスーパーデポ蕪崎店
- 2 所在地 蕪崎市藤井町南下条字下河原百五十二番地 外
- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 変更
- 2 公告日 平成二十年三月六日
- 三 意見の概要
- 1 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項
- 駐車場の位置及び構造等
- 防災・防犯対策への協力
- 騒音問題に対応するための対応策について
- その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について
- (四)(三)(二)(一)

● 大規模小売店舗の新設の届出に関する変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第七項の規定による届出があったので、同条第八項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十

年十一月三十日まで縦覧に供する。

平成二十年七月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 1 氏名又は名称 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人
- 2 住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (一) 名称 甲府ファッションモール
- (二) 所在地 甲府市和戸町字芝原五百七十八番外
- 2 変更しようとする事項

| 変 更 事 項                    | 変 更 前 | 変 更 後        |
|----------------------------|-------|--------------|
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 二十四時間 | 午前六時から午後十時まで |

- 3 変更する年月日  
平成二十年九月十七日
- 届出年月日  
平成二十年七月十六日

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第五号

山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年七月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則平成四年山梨県公安委員会規則第三号の一部を次のように改正する。

第三条中「及び第三十条」を「第三十条及び第三十条の三」に改める。

附則

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。